

3 第3期障害福祉計画について

(1) 第2期計画について

都道府県・市町村におかれては、第2期計画期間終了の平成23年度末まで、残り1年余となったことから、計画の数値目標達成に向けて、ご努力いただきたい。

なお、平成23年度の数値目標と、現時点での進捗を比較して差がある自治体においては、その取組を推進されるようお願いする。

また、第2期計画の数値目標及びサービス見込量については、平成23年度末の実績を平成24年度に報告いただく予定であるので、承知願いたい。

(2) 第3期計画について

第3期計画の考え方については、次ページからの「第3期障害福祉計画の考え方」に示しているので、参照の上、計画作成に取りかかれない。

なお、数値目標及びサービス見込量の実績について、別紙2及び別紙4において示しているとともに、厚生労働省のホームページの「障害福祉計画の利用状況について」において、「都道府県別(サービス)利用状況」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/dl/01.pdf>)を掲載しているので、数値目標の設定及びサービス量を見込む際の参考とされたい。

また、第3期計画においては、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年公表することとした。

障害福祉計画について

基本指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正)
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

障害者自立支援法

(市町村障害福祉計画) … 第88条

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

(都道府県障害福祉計画) … 第89条

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

計画期間について

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

第1期計画期間

第2期計画期間

第3期計画期間

第2期障害福祉計画の概要

障害福祉計画の基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行う。

1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

障害福祉計画が目指す目標

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に関し、新体系サービスの移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定する。

数値目標

1. 平成23年度末までに、第1期計画時点(平成17年10月1日)の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目指す
2. 平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す
3. 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍以上とすることを目指す

など

第3期障害福祉計画の考え方

【1 基本理念等】

- ① 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間
平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
ただし、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

【2 数値目標の設定方法】

- (1) 現行の数値目標については、別紙1のとおり。
実績については、別紙2-1・2-2のとおり。(就労に関する都道府県別実績は追ってお示しする。)
- (2) 考え方(詳細は別紙3のとおり)
(I) 下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方		備考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) →1年間:3.3% 3.3%×9.5(H17.10月～ H27.3月)≒30%	※児童福祉法の改正により、 18歳以上の入所者について 障害者自立支援法に基づき 障害者支援施設等として 利用させることとした施設 を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	

- (Ⅱ) 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。
- (Ⅲ) 就労支援事業の数値目標の考え方は、別紙3のとおり、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。現在「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」の数値目標を明示していない都道府県等においては、明示することを検討願いたい。

【3 サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法】

- (1) サービスの見込量に係る現行及び実績は、別紙4のとおり。
- (2) 考え方
- ① 現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、変更の必要がないため、基本的に変更しない。
- ② 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むこととする。
- ③ 18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策(障害者自立支援法)で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行うものとする。
- この場合、児童福祉法の改正に伴う知的障害児施設等から障害者支援施設等への移行に際して、都道府県においては、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど、移行が円滑に進むよう留意されたい。
- また、計画上の数値目標・見込量・入所定員総数には含まないものの、当該施設の入所者についても、計画的に地域移行を進めるのが望ましい。
- ④ 各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス(相談支援、同行援護)の見込量の考え方については、サービス内容の検討状況を踏まえ、追ってお示しする。

【4 作成のプロセス】

- ① 数値目標・見込量・入所定員総数を定めるに当たっては、現場のニーズを踏まえることが必要であるが、各都道府県等において、ニーズ調査の実施や自立支援協議会の活用などにより、その把握に努められたい。
- ② 障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上位置づけられ、自立支援協議会を設置した都道府県等は、障害福祉計画を定め、又は、変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととなる。その施行日は、平成24年4月1日を予定しているが、改正の趣旨を踏まえ、「第3期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましい。

【5 その他】

第3期計画の確実な実施のため、より正確な現状把握が必要となることに鑑み、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年度公表することとする。都道府県においては、正確な数値の把握ができる体制の整備に努められたい。(公表の例:別紙2-2)

(参考1) 現行の基本指針で示している

【障害福祉計画の作成のための体制・方法】

※基本指針で示している事項(第二の一)

- ・留意すべき基本的事項
(障害者等の参加、地域社会の理解の促進、総合的な取組)
- ・体制の整備

- ・障害福祉計画作成委員会等の開催
- ・市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
(労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、
住宅政策担当部局、教育委員会等の教育担当部局、
都道府県労働局など)
- ・市町村と都道府県との間の連携

- ・障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
- ・事業者の新体系への移行希望の把握 →削除予定
- ・区域の設定
- ・住民の意見の反映
- ・他の計画との関係(障害者計画、地域福祉計画、医療計画など)

(参考2) 現行の基本指針で示している

【市町村障害福祉計画に定める事項】

※市町村障害福祉計画に定める事項は基本指針別表第2で示している。

別表第2

- 1 市町村障害福祉計画の基本的理念等
- 2 平成23年度の数値目標の設定
- 3 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策
- 4 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 5 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期
- 6 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

(参考3) 現行の基本指針で示している

【都道府県障害福祉計画に定める事項】

※都道府県障害福祉計画に定める事項は別表第4で示している。

別表第4

- 1 都道府県障害福祉計画の基本的理念等
- 2 平成23年度の数値目標の設定
- 3 区域の設定
- 4 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 5 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策
- 6 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置
- 8 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 9 都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期
- 10 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

基本指針に定める数値目標

(別紙1)

事 項		数 値 目 標
1	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行 ・平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本
2	退院可能精神障害者の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 ・都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める
3	福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい
	就労支援事業の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す ・平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す
4	公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う
5	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す(※)
6	障害者試行雇用事業の開始者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す(※)
7	職場適応援助者による支援の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを目指す(※)
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で800人養成されることを目指して、その計画的な養成を図ることとする
8	障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指す
9	障害者就業・生活支援センターの設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域で1カ所ずつ設置することを目指す

※「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる福祉施設から一般就労への移行を図るための数値目標について（平成18年9月29日 職高発0929004号・能発0929002号・社援発第0929012号 厚生労働省職業安定局・職業能力開発局・社会・援護局長連名通知）に基づく数値目標

基本指針に定める数値目標の実績

(別紙2-1)

数値目標		都道府県の 数値目標 集計数 (第2期計画) (※5)	実 績				備 考
			第1期		第2期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
1	施設入所者 (※1)の 地域生活へ の移行 (※2)	平成17年10月1日現在の施設入所者 14.6万人	/				
	・平成23年度末における地域生活へ移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行	地域生活移行者数 2.1万人 14.5%	0.9万人 6.4%	1.4万人 9.6%	1.9万人 13.3%	2.4万人 16.6%	※3 「現在の施設入所者のうち、施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の数」 「地域生活移行者数を平成17年10月1日の施設入所者数で除した値」
	・平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本	施設入所者削減数 1.2万人 8.3%	—	—	—	0.7万人 4.5%	※4 「目標値は現在の施設入所者のうち、平成17年10月1日から平成23年度末までの期間に削減した者の数」
3	福祉施設 (※6)から 一般就労へ の移行	平成17年度の年間一般就労移行者数 0.2万人	/				平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。	年間一般就労移行者数 1.0万人 4.0倍	3.1千人 1.3倍	3.4千人 1.4倍	集計中		福祉施設を退所し、一般就労した者の数。障害福祉課の就労移行等実態調査結果(20年度調査の調査票回収率(72.0%)に基づく)
	・平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする。		日中活動系サービス等利用者数: 30.6万人 就労移行支援: 1.0万人 3.3%	日中活動系サービス等利用者数: 33.6万人 就労移行支援: 1.6万人 4.8%	日中活動系サービス等利用者数: 36.8万人 就労移行支援: 1.9万人 5.2%		※第1期計画時点の福祉施設利用者のサービス利用状況を把握していないため、「各年度3月の利用者の値(国保連データ)」とした。なお、日中活動系サービス等は、「日中活動系サービス(児童デイ、療養、短期除く)+旧施設支援利用者数(通勤寮除く)」の値である。
就労支援事業の利用者数	・平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。		A型 0.4万人 B型 3.0万人 11%	A型 0.6万人 B型 5.2万人 11%	A型 0.9万人 B型 7.7万人 10%	各年度3月の利用者数(国保連データ)	

※1 入所施設(第1期計画時点)……身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等

※2 地域生活への移行……入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む)

※3 19年度実績＝平成17年10月1日～平成19年10月1日までの地域移行者数、20年度実績＝平成17年10月1日～平成20年10月1日までの地域移行者数、21年度実績＝平成17年10月1日～平成21年10月1日までの地域移行者数、22年度実績＝平成17年10月1日～平成22年10月1日までの地域移行者数
各データは障害福祉課の入所者の地域移行状況調査結果(回収率:平成19年度約92%、平成20年度約91%、平成21年度約96%、平成22年度100%)に基づくもの。

※4 22年度実績＝平成17年10月1日の入所者数から、平成22年10月1日の入所者数を引いた値。
データは障害福祉課の入所者の地域移行状況調査結果(平成22年度実績 100%)に基づくもの。

※5 福祉施設から一般就労への移行に関する各種目標について、「一般就労を希望する全ての者としている」として、具体的数値目標を設定していない自治体の一部存在する。このような自治体は目標値の算定対象から除外した。

※6 福祉施設(第1期計画時点)……(身体障害者施設):更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(知的障害者施設):更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(精神障害者施設):生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

地域生活移行者数の状況について (H17.10.1～H22.10.1)

(単位:人、%)

都道府県名	計画			実績	
	H17.10.1 入所者数 (A)	H23年度末 までの 地域生活 移行者数 (B)	H23年度末 までの 地域生活 移行率 (B/A) (C)	H17.10.1から H22.10.1まで の地域生活 移行者数 (D)	H17.10.1から H22.10.1まで の地域生活 移行率 (D/A) (E)
01 北海道	12,055	2,366	19.6	1,775	14.7
02 青森県	2,867	553	19.3	477	16.6
03 岩手県	2,371	742	31.3	421	17.8
04 宮城県	2,225	324	14.6	317	14.2
05 秋田県	2,808	280	10.0	355	12.6
06 山形県	1,930	463	24.0	329	17.0
07 福島県	2,340	438	18.7	363	15.5
08 茨城県	3,745	375	10.0	640	17.1
09 栃木県	2,758	410	14.9	695	25.2
10 群馬県	2,638	264	10.0	185	7.0
11 埼玉県	5,220	522	10.0	1,071	20.5
12 千葉県	5,000	550	11.0	841	16.8
13 東京都	7,344	874	11.9	815	11.1
14 神奈川県	5,308	704	13.3	852	16.1
15 新潟県	2,733	273	10.0	478	17.5
16 富山県	1,620	226	14.0	180	11.1
17 石川県	1,807	185	10.2	173	9.6
18 福井県	1,998	400	20.0	140	7.0
19 山梨県	1,238	178	14.4	154	12.4
20 長野県	3,104	555	17.9	936	30.2
21 岐阜県	2,526	356	14.1	297	11.8
22 静岡県	3,964	510	12.9	899	22.7
23 愛知県	4,385	640	14.6	425	9.7
24 三重県	1,741	174	10.0	412	23.7
25 滋賀県	943	107	11.3	221	23.4
26 京都府	2,558	270	10.6	381	14.9
27 大阪府	5,945	1,486	25.0	1,383	23.3
28 兵庫県	5,367	614	11.4	859	16.0
29 奈良県	1,407	156	11.1	148	10.5
30 和歌山県	1,480	148	10.0	245	16.6
31 鳥取県	1,225	212	17.3	204	16.7
32 島根県	1,697	334	19.7	359	21.2
33 岡山県	2,738	335	12.2	535	19.5
34 広島県	3,222	409	12.7	706	21.9
35 山口県	2,594	272	10.5	346	13.3
36 徳島県	1,646	397	24.1	255	15.5
37 香川県	1,212	182	15.0	320	26.4
38 愛媛県	2,268	269	11.9	335	14.8
39 高知県	1,383	346	25.0	260	18.8
40 福岡県	7,371	740	10.0	1,286	17.4
41 佐賀県	1,731	350	20.2	315	18.2
42 長崎県	2,998	420	14.0	426	14.2
43 熊本県	3,411	340	10.0	482	14.1
44 大分県	2,224	228	10.3	618	27.8
45 宮崎県	1,952	180	9.2	394	20.2
46 鹿児島県	4,061	552	13.6	575	14.2
47 沖縄県	2,761	420	15.2	394	14.3
全国計	145,919	21,129	14.5	24,277	16.6

※ 地域生活移行者数(D)は、調査に対して回答のあった施設におけるH17.10.1からH22.10.1までの間の地域生活移行者数の累計値。

施設入所者数の状況について (H17.10.1～H22.10.1)

(単位:人、%)

都道府県名	計画				実績		
	H17.10.1 入所者数	H23年度末 入所者 見込数	増減数 (B-A)	増減率 (C/A)	H22.10.1 入所者数	増減数 (E-A)	増減率 (F/A)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
01 北海道	12,055	10,399	▲ 1,656	▲ 13.7	11,284	▲ 771	▲ 6.4
02 青森県	2,867	2,666	▲ 201	▲ 7.0	2,844	▲ 23	▲ 0.8
03 岩手県	2,371	2,371	0	0.0	2,217	▲ 154	▲ 6.5
04 宮城県	2,225	2,019	▲ 206	▲ 9.3	1,882	▲ 343	▲ 15.4
05 秋田県	2,808	2,612	▲ 196	▲ 7.0	2,752	▲ 56	▲ 2.0
06 山形県	1,930	1,787	▲ 143	▲ 7.4	1,778	▲ 152	▲ 7.9
07 福島県	2,340	1,996	▲ 344	▲ 14.7	2,187	▲ 153	▲ 6.5
08 茨城県	3,745	3,482	▲ 263	▲ 7.0	3,609	▲ 136	▲ 3.6
09 栃木県	2,758	2,488	▲ 270	▲ 9.8	2,623	▲ 135	▲ 4.9
10 群馬県	2,638	2,471	▲ 167	▲ 6.3	2,721	83	3.1
11 埼玉県	5,220	5,011	▲ 209	▲ 4.0	5,574	354	6.8
12 千葉県	5,000	5,000	0	0.0	4,853	▲ 147	▲ 2.9
13 東京都	7,344	7,344	0	0.0	7,606	262	3.6
14 神奈川県	5,308	5,054	▲ 254	▲ 4.8	4,890	▲ 418	▲ 7.9
15 新潟県	2,733	2,543	▲ 190	▲ 7.0	2,641	▲ 92	▲ 3.4
16 富山県	1,620	1,468	▲ 152	▲ 9.4	1,488	▲ 132	▲ 8.1
17 石川県	1,807	1,680	▲ 127	▲ 7.0	1,728	▲ 79	▲ 4.4
18 福井県	1,998	1,648	▲ 350	▲ 17.5	1,742	▲ 256	▲ 12.8
19 山梨県	1,238	1,132	▲ 106	▲ 8.6	1,267	29	2.3
20 長野県	3,104	2,654	▲ 450	▲ 14.5	2,782	▲ 322	▲ 10.4
21 岐阜県	2,526	2,343	▲ 183	▲ 7.2	2,524	▲ 2	▲ 0.1
22 静岡県	3,964	3,700	▲ 264	▲ 6.7	3,711	▲ 253	▲ 6.4
23 愛知県	4,385	4,080	▲ 305	▲ 7.0	4,215	▲ 170	▲ 3.9
24 三重県	1,741	1,518	▲ 223	▲ 12.8	1,809	68	3.9
25 滋賀県	943	861	▲ 82	▲ 8.7	969	26	2.8
26 京都府	2,558	2,322	▲ 236	▲ 9.2	2,261	▲ 297	▲ 11.6
27 大阪府	5,945	5,232	▲ 713	▲ 12.0	4,856	▲ 1,089	▲ 18.3
28 兵庫県	5,367	4,955	▲ 412	▲ 7.7	5,296	▲ 71	▲ 1.3
29 奈良県	1,407	1,309	▲ 98	▲ 7.0	1,565	158	11.2
30 和歌山県	1,480	1,377	▲ 103	▲ 7.0	1,317	▲ 163	▲ 11.0
31 鳥取県	1,225	1,045	▲ 180	▲ 14.7	1,049	▲ 176	▲ 14.4
32 島根県	1,697	1,459	▲ 238	▲ 14.0	1,572	▲ 125	▲ 7.4
33 岡山県	2,738	2,482	▲ 256	▲ 9.3	2,460	▲ 278	▲ 10.2
34 広島県	3,222	3,002	▲ 220	▲ 6.8	3,278	56	1.7
35 山口県	2,594	2,415	▲ 179	▲ 6.9	2,257	▲ 337	▲ 13.0
36 徳島県	1,646	1,546	▲ 100	▲ 6.1	1,674	28	1.7
37 香川県	1,212	1,117	▲ 95	▲ 7.8	1,261	49	4.0
38 愛媛県	2,268	2,087	▲ 181	▲ 8.0	2,173	▲ 95	▲ 4.2
39 高知県	1,383	1,158	▲ 225	▲ 16.3	1,412	29	2.1
40 福岡県	7,371	6,851	▲ 520	▲ 7.1	7,134	▲ 237	▲ 3.2
41 佐賀県	1,731	1,474	▲ 257	▲ 14.8	1,483	▲ 248	▲ 14.3
42 長崎県	2,998	2,428	▲ 570	▲ 19.0	2,727	▲ 271	▲ 9.0
43 熊本県	3,411	3,173	▲ 238	▲ 7.0	3,316	▲ 95	▲ 2.8
44 大分県	2,224	1,978	▲ 246	▲ 11.1	2,236	12	0.5
45 宮崎県	1,952	1,774	▲ 178	▲ 9.1	1,881	▲ 71	▲ 3.6
46 鹿児島県	4,061	3,772	▲ 289	▲ 7.1	3,818	▲ 243	▲ 6.0
47 沖縄県	2,761	2,450	▲ 311	▲ 11.3	2,635	▲ 126	▲ 4.6
全国計	145,919	133,733	▲ 12,186	▲ 8.4	139,357	▲ 6,562	▲ 4.5

基本指針に定める数値目標について

		現 行	(案)
1	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
2	退院可能精神障害者の減少	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 	社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。
		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める 	「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値については、個別給付化することを踏まえ、廃止する。
3	福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
	就労支援事業の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。 平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※上記以外の数値目標(労働系の目標)については、追ってお示しする。

(別紙4)

サービス量の実績等

訪問系サービス

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	・平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定。	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	第1期計画		第2期計画		C/A	C/B
サービス見込量	384.4 万時間	425.7 万時間	482.1 万時間	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	0.95	0.76
サービス利用者数	12.6 万人	13.8 万人	15.1 万人			10.8 万人	11.9 万人	0.94	0.79

		内 訳			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)
居宅介護	— 万時間	— 万時間	192.1 万時間	217.4 万時間	
			9.7 万人	10.7 万人	
重度訪問介護	— 万時間	— 万時間	125.2 万時間	137.8 万時間	
			0.7 万人	0.7 万人	
行動援護	— 万時間	— 万時間	8.0 万時間	10.4 万時間	
			0.4 万人	0.5 万人	
重度障害者等包括支援	— 万時間	— 万時間	0.5 万時間	0.4 万時間	
			0.0 万人	0.0 万人	

- ※1 実績値は、各年度3月期の実績
 - ※2 サービス利用者数の見込みは、第2期計画(平成21年度～)より
 - ※3 平成18年度及び平成19年度(一部を除く)の実績値は、都道府県報告の集計
 - ※4 平成19年度の一部(療養介護、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援)、平成20年度及び平成21年度の実績値は、国保連データ
- 以下、同様

日中活動系サービス

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
生活介護		現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	204.9 万人日分	262.7 万人日分	380.0 万人日分	25.1 万人日分	77.4 万人日分	132.9 万人日分	213.7 万人日分	1.04	0.56
サービス利用者数	10.8 万人	13.8 万人	18.9 万人			7.4 万人	11.2 万人	1.04	0.59

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
自立訓練(機能訓練)	・第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	5.0 万人日分	6.3 万人日分	9.2 万人日分	1.2 万人日分	2.4 万人日分	2.9 万人日分	3.1 万人日分	0.62	0.34
サービス利用者数	0.4 万人	0.4 万人	0.6 万人			0.3 万人	0.2 万人	0.50	0.33

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
自立訓練(生活訓練)	・第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行 ・平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち、自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	21.7 万人日分	27.3 万人日分	39.1 万人日分	3.7 万人日分	9.5 万人日分	13.2 万人日分	16.3 万人日分	0.75	0.42
サービス利用者数	1.2 万人	1.5 万人	3.8 万人			0.8 万人	0.9 万人	0.75	0.24

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。 ・平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする。 	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	第1期計画		第2期計画	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	39.8 万人日分	47.4 万人日分	60.5 万人日分	6.2 万人日分	19.1 万人日分	29.8 万人日分	36.5 万人日分	0.92	0.60
サービス利用者数	2.0 万人	2.4 万人	3.0 万人			1.6 万人	1.9 万人	0.95	0.63

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。 	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、平成23年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。</p>							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	第1期計画		第2期計画	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	18.3 万人日分	23.5 万人日分	32.3 万人日分	2.9 万人日分	7.6 万人日分	12.4 万人日分	18.2 万人日分	0.99	0.56
サービス利用者数	0.9 万人	1.1 万人	1.5 万人			0.6 万人	0.9 万人	1.00	0.60

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
就労継続支援B型		<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	第1期計画		第2期計画	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	134.4 万人日分	170.4 万人日分	234.8 万人日分	16.5 万人日分	53.3 万人日分	90.7 万人日分	140.8 万人日分	1.05	0.60
サービス利用者数	7.1 万人	9.0 万人	11.8 万人			5.2 万人	7.7 万人	1.08	0.65

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
療養介護		現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	0.3 万人分	0.3 万人分	0.7 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.67	0.29
サービス利用者数	0.3 万人	0.3 万人	0.7 万人			0.2 万人	0.2 万人	0.67	0.29

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
児童デイサービス		現に利用している者の数、障害児のニーズ等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	29.5 万人日分	32.4 万人日分	35.9 万人日分	20.2 万人日分	22.2 万人日分	23.8 万人日分	29.3 万人日分	0.99	0.82
サービス利用者数	4.2 万人	4.6 万人	4.9 万人			4.2 万人	5.0 万人	1.19	1.02

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
短期入所		現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	22.0 万人日分	24.2 万人日分	28.0 万人日分	15.2 万人日分	16.4 万人日分	18.0 万人日分	19.9 万人日分	0.90	0.71
サービス利用者数	3.2 万人	3.6 万人	4.0 万人			2.4 万人	2.7 万人	0.84	0.68

居住系サービス

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
共同生活援助・共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行 平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	5.9 万人分	6.8 万人分	8.3 万人分	3.7 万人分	4.2 万人分	4.8 万人分	5.6 万人分	0.95	0.67
サービス利用者数	5.9 万人	6.8 万人	8.3 万人			4.8 万人	5.6 万人	0.95	0.67
				内 訳					
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)		
共同生活援助				— 万時間	1.8 万人分	2.0 万人分	2.0 万人分		
						2.0 万人	2.0 万人		
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)		
共同生活介護				— 万時間	2.4 万人分	2.8 万人分	3.6 万人分		
						2.8 万人	3.6 万人		

サービス種類	関係する目標値	基本指針							
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行 平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本 	第1期計画時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上でケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、当該見込数は、平成23年度末において、第1期計画時点の施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	6.0 万人分	8.1 万人分	12.9 万人分	0.4 万人分	1.6 万人分	3.1 万人分	5.2 万人分	0.87	0.40
サービス利用者数	6.0 万人	8.1 万人	12.9 万人			3.1 万人	5.2 万人	0.87	0.40

相 談 支 援

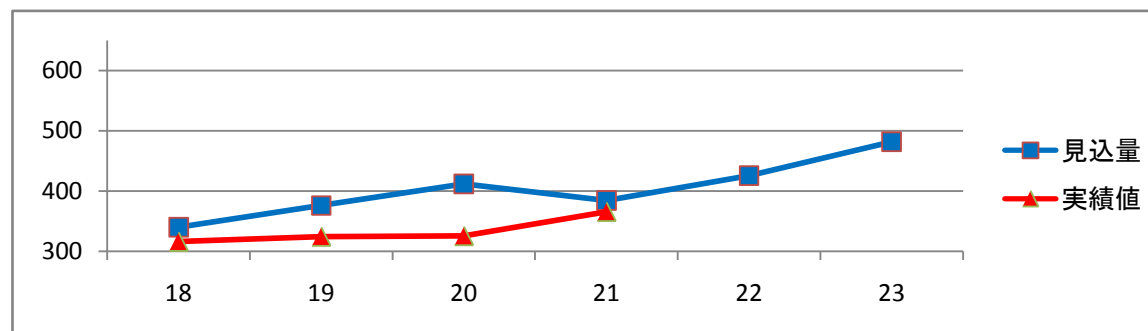
サービス種類	関係する目標値	基本指針							
相談支援		障害福祉サービス(施設入所支援及び重度障害者等包括支援を除く。以下この項において同じ。)の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。							
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度(A)	平成22年度	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	1.6 万人分	2.1 万人分	2.9 万人分	— 万人分	— 万人分	0.2 万人分	0.3 万人分	0.19	0.10
サービス利用者数	1.6 万人	2.1 万人	2.9 万人			0.2 万人	0.3 万人	0.19	0.10

サービス量の実績グラフ

【種別】 訪問系サービス
【サービス名】 居宅介護等

単位(万時間)

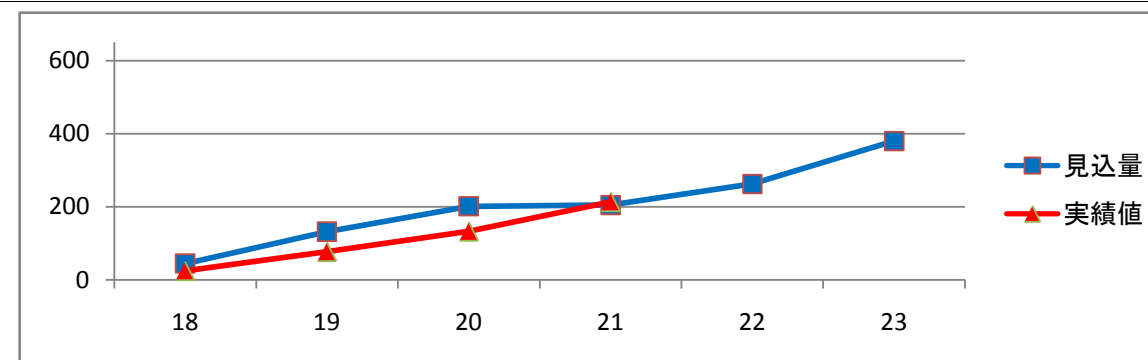
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	340.1	376.1	412.2	384.4	425.7	482.1
実績値	316.4	324.8	325.8	366.0		



【種別】 日中活動系サービス
【サービス名】 生活介護

単位(万人日)

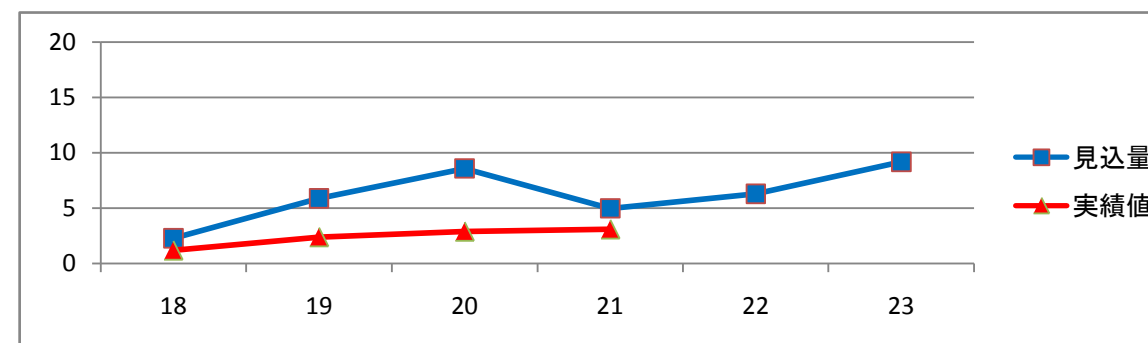
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	45.2	132.1	201.7	204.9	262.7	380.0
実績値	25.1	77.4	132.9	213.7		



【種別】 日中活動系サービス
【サービス名】 自立訓練(機能訓練)

単位(万人日)

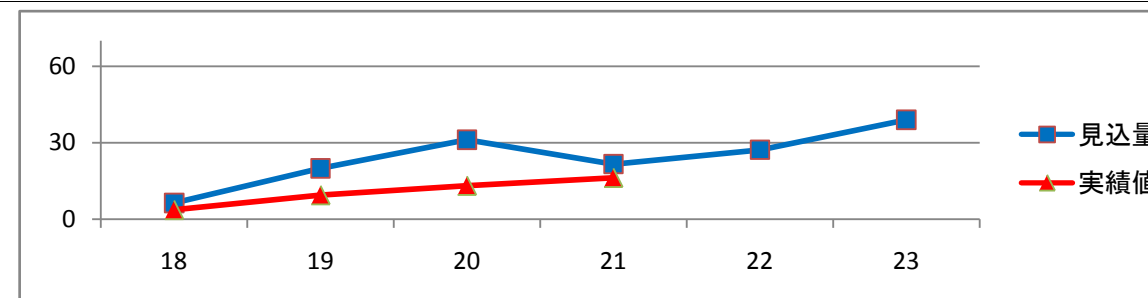
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	2.3	5.9	8.6	5.0	6.3	9.2
実績値	1.2	2.4	2.9	3.1		



【種別】 日中活動系サービス
【サービス名】 自立訓練(生活訓練)

単位(万人日)

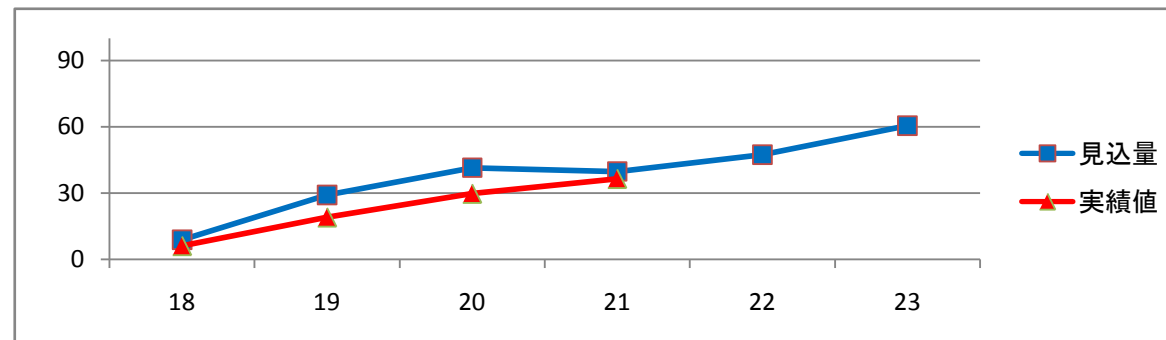
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	6.4	20.0	31.2	21.7	27.3	39.1
実績値	3.7	9.5	13.2	16.3		



【種別】 日中活動系サービス
【サービス名】 就労移行支援

単位(万人日)

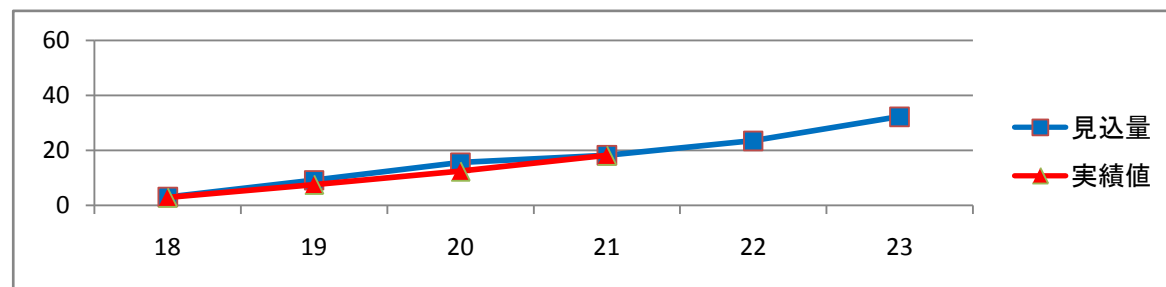
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	8.9	29.2	41.5	39.8	47.4	60.5
実績値	6.2	19.1	29.8	36.5		



【種別】 日中活動系サービス
【サービス名】 就労継続支援A

単位(万人日)

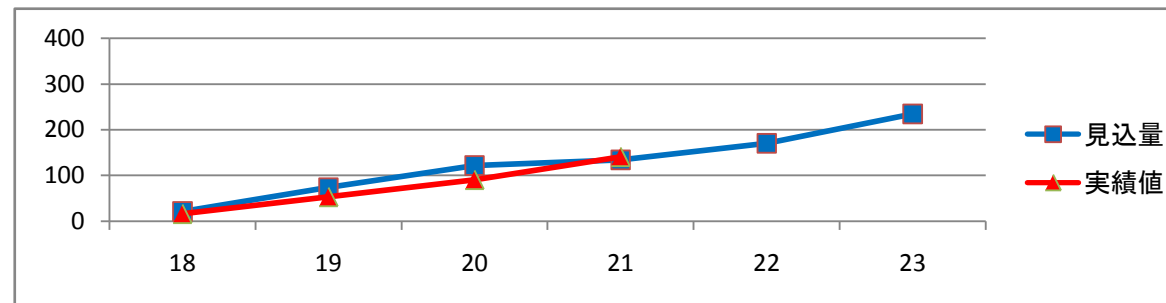
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	3.1	9.2	15.6	18.3	23.5	32.3
実績値	2.9	7.6	12.4	18.2		



【種別】 日中活動系サービス
【サービス名】 就労継続支援B

単位(万人日)

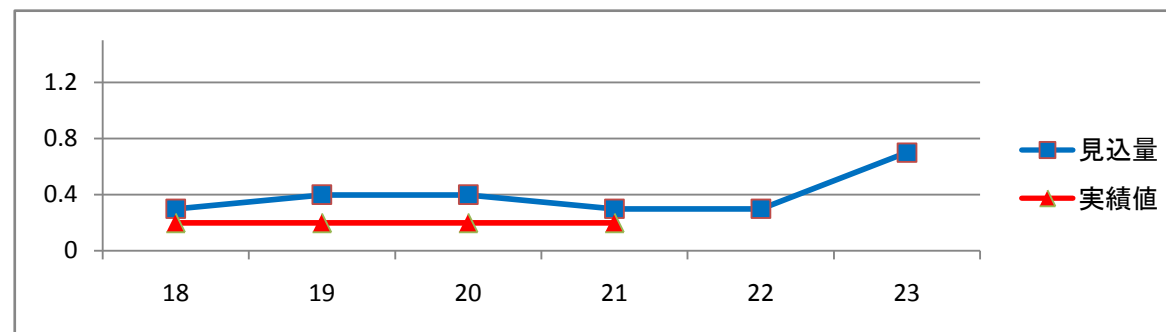
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	21.6	73.9	122.1	134.4	170.4	234.8
実績値	16.5	53.3	90.7	140.8		



【種別】 日中活動系サービス
【サービス名】 療養介護

単位(万人)

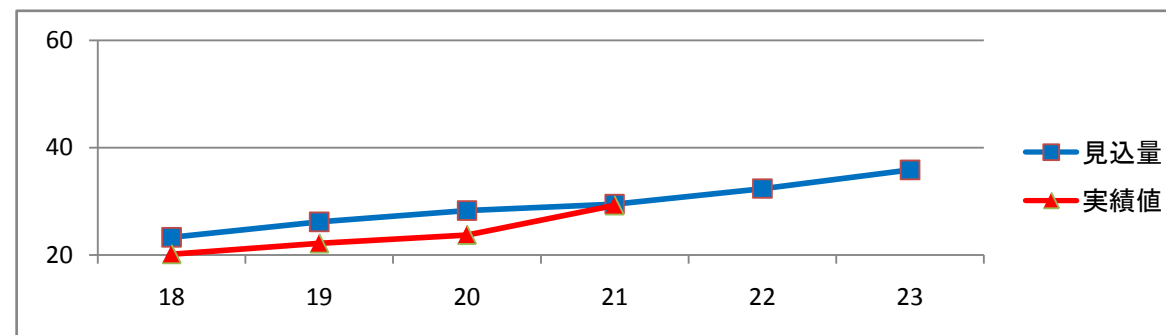
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.7
実績値	0.2	0.2	0.2	0.2		



【種別】 日中活動系サービス
 【サービス名】 児童デイサービス

単位(万人日)

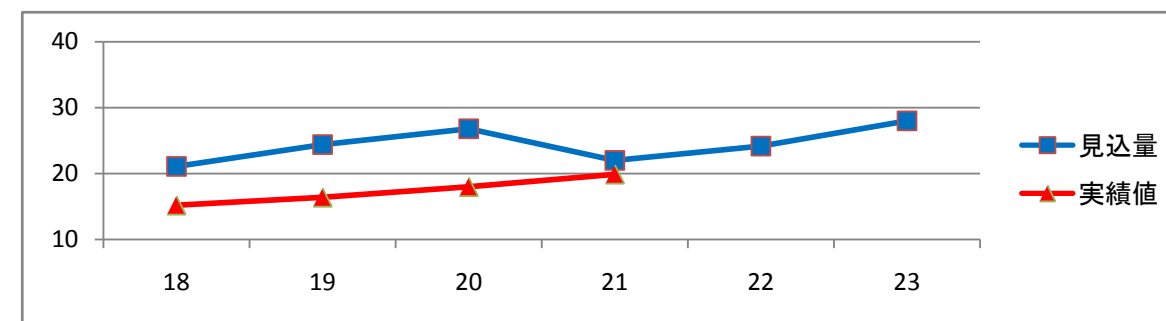
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	23.3	26.2	28.3	29.5	32.4	35.9
実績値	20.2	22.2	23.8	29.3		



【種別】 日中活動系サービス
 【サービス名】 短期入所

単位(万人日)

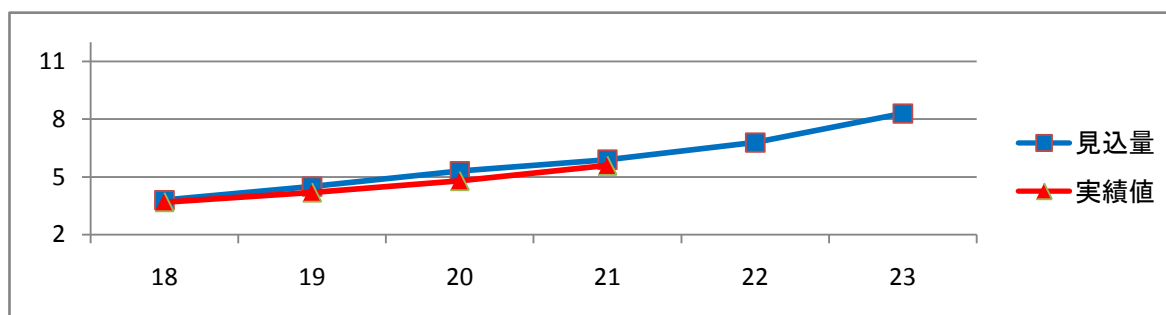
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	21.1	24.4	26.8	22.0	24.2	28.0
実績値	15.2	16.4	18.0	19.9		



【種別】 居住系サービス
 【サービス名】 共同生活支援・共同生活介護

単位(万人)

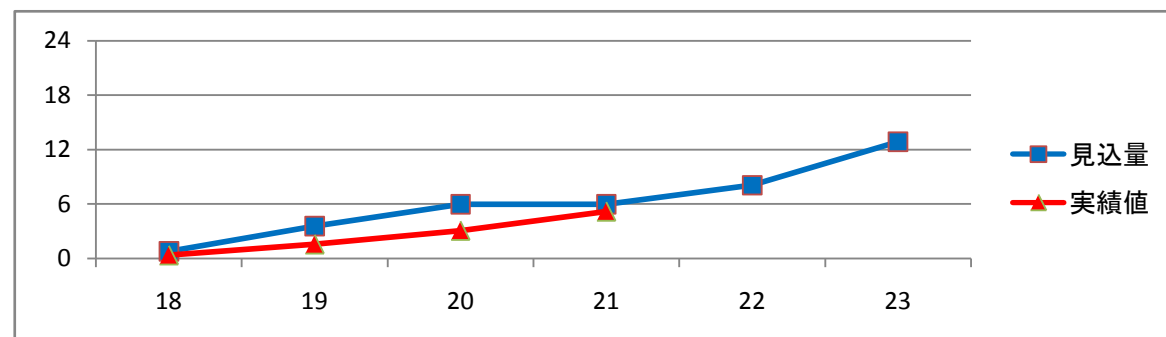
年度	18	19	20	21	22	23
見込量	3.8	4.5	5.3	5.9	6.8	8.3
実績値	3.7	4.2	4.8	5.6		



【種別】 居住系サービス
 【サービス名】 施設入所支援

単位(万人)

年度	18	19	20	21	22	23
見込量	0.8	3.6	6.0	6.0	8.1	12.9
実績値	0.4	1.6	3.1	5.2		



【種 別】 相談支援
【サービス名】 相談支援

単位(万人)

年 度	18	19	20	21	22	23
見込量	1.6	2.8	3.4	1.6	2.1	2.9
実績値			0.2	0.3		

